

輪島市監査公表第35号

平成27年10月29日付発監査第146号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成27年11月12日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄





収 税 第 538 号

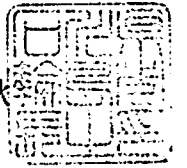
平成 27 年 11 月 6 日



輪島市監査委員 高 野 哲 男 様

輪島市監査委員 小 山 栄 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 _____ 税 務 課

監査執行年月日 _____ 平成 27 年 10 月 21 日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>徴収率アップに向け、工夫を凝らし取り組まれていることは評価する。引きつづき滞納額縮小に取り組んでいただきたい。</p>	<p>滞納額の縮小については、引きつづき不誠実な滞納者、或いは誓約不履行者に対し預金債権等の調査を徹底して行い、差押等の滞納処分を効果的に実施することとともに、奥能登地区地方税滞納整理機構との連携を強化していくことにより、更なる滞納額縮小に努めます。</p>	<p>措置方針等</p>